

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 8 号

沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に

使用しないよう国に求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和 3 年 12 月 14 日

提出者	米沢市議会議員	影 澤 政 夫
賛成者	〃	小 島 一
	〃	木 村 芳 浩
	〃	我 妻 徳 雄
	〃	高 橋 英 夫
	〃	-----
	〃	-----
	〃	-----

米沢市議会議長 様

沖縄戦戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないよう国に求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、20万人以上の住民、日本兵の他に米兵や外国籍の人々の尊い命も失われ沖縄の土となっています。沖縄戦の激戦地であった糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の日本復帰に伴い戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」に指定されています。

同地域には、沖縄戦で犠牲を強いられた県民、兵士の遺骨が数多く残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

2016年に施行された戦没者の遺骨収集の推進に関する法律は、遺骨収集を国の責務と定め2024年までを集中実施期間と位置付けています。

2021年4月には陸軍歩兵32連隊所属の北海道出身者の兵士の遺骨がDNA鑑定で遺族の元に返されましたが、同じく山形県出身の将兵等も32連隊に所属し、1945年8月28日まで降伏せず沖縄南部で本土防衛のため最後まで闘い776名（米沢市52名）の尊い身体が沖縄の土になっております。

戦没者の尊い犠牲の上に平和を享受してきた私たちが、戦争の犠牲となった人々の遺骨の眠る土砂を埋め立て等に使うことは人道上許されることではありません。

本来であれば戦没者の遺骨は遺族の元にこそ返されるべきです。

以上の主旨から、沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取計画を見直し、戦没者の遺骨の尊厳を守ることを国に対して強く要請します。

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないこと
- 2 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が責任をもって戦没者の遺骨を収集し遺族の元に返すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月 日

米沢市議会議長 相 田 克 平

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
沖縄及び北方対策担当大臣 様